

一、はじめに

「水辺」という言葉から、現代人は何を連想するであろうか。楽観的なイメージとして思い浮かべられるのは清透なる水と、それに育まれる豊富な自然であろう。一方、悲観的なイメージとしては、汚れた水と、不毛の護岸地である。現代人は「水辺」という言葉を情緒的に受けとめ、大半が楽観的なイメージを抱くはずである。しかし、現実の身近に接し得る「水辺」は残念ながら悲観的なイメージのものであることが多いに違いない。

この楽観的イメージと悲観的イメージは、まさに「水辺」の経てきた歴史的な流れを示しているのである。「水辺」はかつては、楽観的イメージどおり、豊富な自然に恵まれ、人々の生活に密着した空間であった。しかし、それは近代という変動の波のみこまれ、その姿を現実の悲観的なものへと変えさせている。

近代は新たな利用地を求めて「水辺」の多くを大量の土砂で埋め込み、住宅地や工場地へと変えていった。幸運にも埋め立てを免がれたものがあつたとしても、それは虫食い的、断片的な残存であり、また、水害防止という大義名分で過剰な固いコンクリートに蔽われた無機質的な空間である。これは結局、陸の拡大を目論み、「陸があるのに水がある」という「水辺」の特性を否定し、水を隠蔽しようとする動きであった。

菅

豊

「水辺」の生活誌

— 生計活動の複合的展開とその社会的意味 —

ところが、ここ数年来、このような動きとは別に「水辺」を積極利用しようという現代的な意見が盛んに叫ばれるようになってきた。この意見のキーワードとなっているのが「ウォーターフロント」である。

「ウォーターフロント」という言葉は、現代の都市計画を考える上で必ず登場する用語である。従来の「水辺」との関わり方が、水を土の下に隠蔽し、その上に陸の生活圏を築こうとする思想に基づいていたのに対し、それは水を積極的に利用し、それに隣接することに利点を見い出して、水と共存する生活圏を構築しようとする思想に基づいている。つまり、水に背を向ける姿勢と、水の方を向く姿勢といったように、水に対する態度、関心に違いがあるのである。

このように水の方を積極的に向いて生きる姿勢は、何も現代だけに限られたものではない。近代という大変革以前には、日本の各地で水と共に生き、「水辺」をその生活圏としてとり込んだ人々が確かに存在した。しかし、我々はそのような人々を矮小化し、その空間を過小評価してきたきらいがある。海水面ではなく、内陸の内水面—河川や湖沼—に向かって生活する人々に対して特にこの傾向性が見られる。我々はその人々をアブリオリに「農民」と画定し、稻作を中心とした生活を営むものとして扱つてこなかつたが、そしてその人々が、絶対的な稻作中心の論理を持っているという先入観を植えつけられてはいなかつたか、などといった稻作中心史観に対する批判がされて久しいが、そこで登場し対比されるのは主としてアブリオリに画定された個別の「漁民」や「狩猟民」などであり、論理の並列を強調されるだけである。筆者は本稿で、従来「農民」としてとられられてきたものに「漁民」や「狩猟民」を対比したり、「農村」と「漁村」「狩猟村」—存在すればだが—を対比することを考えていはない。まさに問題とせんとするのは、従来「農民」とされたが故に看過されたその性格、つまり「農民」内部の「非農民性」であり、「農村」内部の「非農村性」である。我々は、人間やムラに、「農」「漁」といった生計活動の頭文字を冠してきたわけであるが、その人々の多くは存在するムラで多様なる生計活動を営んでいた。これを単に経済的ウェイトで序列化し、その軽重を問うのみでは、人間を「農民」「漁民」、そしてそれの人々の生活する社会を「農村」「漁村」と呼び、その中に育まれてきた民俗を「農村の民俗」「漁村の民俗」などと位置づけることは容易にはできない。多くの収益、生産を遂げる

行為が、民俗の生成発展に多大なる影響を与えるとは必ずしも限らないのであるから。

筆者が本稿で対象とする「水辺」に面するムラでは、稻作、畑作、漁撈、狩猟、採集など多様な活動が複合的に經營されていた。このムラは一見すると「農村」であり、やはり稻作、畑作などの農耕からの収入が経済的に最も重要であったと考えられる。しかし、それぞれの活動の社会性を見てみると、必ずしも農耕が他のものに比して優位にあるとはいえない。限られた時期に、農耕に対して社会的に超越する活動が存在していたのである。

本稿では複合的に営まれる生計活動の社会的地位を探り、その展開される空間、特に「水辺」という空間を通して非農耕的論理をいわゆる「農民」「農村」の中から抽出して人間生活の多様性を示すことを目的としている。⁽¹⁾

二、「水辺」のムラ

日本を瞥見してみると、東日本に湖沼が偏つて分布していることがわかる。そのうち、高地性の湖沼はほとんどが火山湖であり、水が清透なるかわりに魚族には恵まれず、自ずと人間との関わりは浅かつた。一方、平地性の滯水湖や潟沼は豊饒度も高く、昔から沿岸に居住する人々はそこからの恩恵に浴したこと大であった。

しかし、平地性の湖沼群は近世より徐々にその姿を変え、現代においては大部分が消失、その態様は大きく変容している。現代的な湖沼の消失は、特に生活の近代化に伴う水質悪化、また戦後の食糧増産計画による水面の水田化（干拓）などに起因する。

本稿でとりあげる千葉県東葛飾郡沼南町布瀬は手賀沼に接し、ここも多分に漏れず水面の陸地化、水質汚染という環境変化の憂き目にあっている。「昭和六一年度公共水域水質調査」によると手賀沼は、汚染湖沼のワースト1にランキングされており、この調査の始められた昭和四九年以來、連続一三年ワースト1であるという「汚染湖沼の代名詞」ともいえる沼である。沼の陸地化は古くは近代初頭よりわずかながら行われており、戦後の物資不足の折、食糧を増産する政策によって飛躍的に進展した。

手賀沼は印旛沼と共にかつては「香取の海」の溺れ谷であった。それが利根川の前身ともいいうべき常陸川によって、

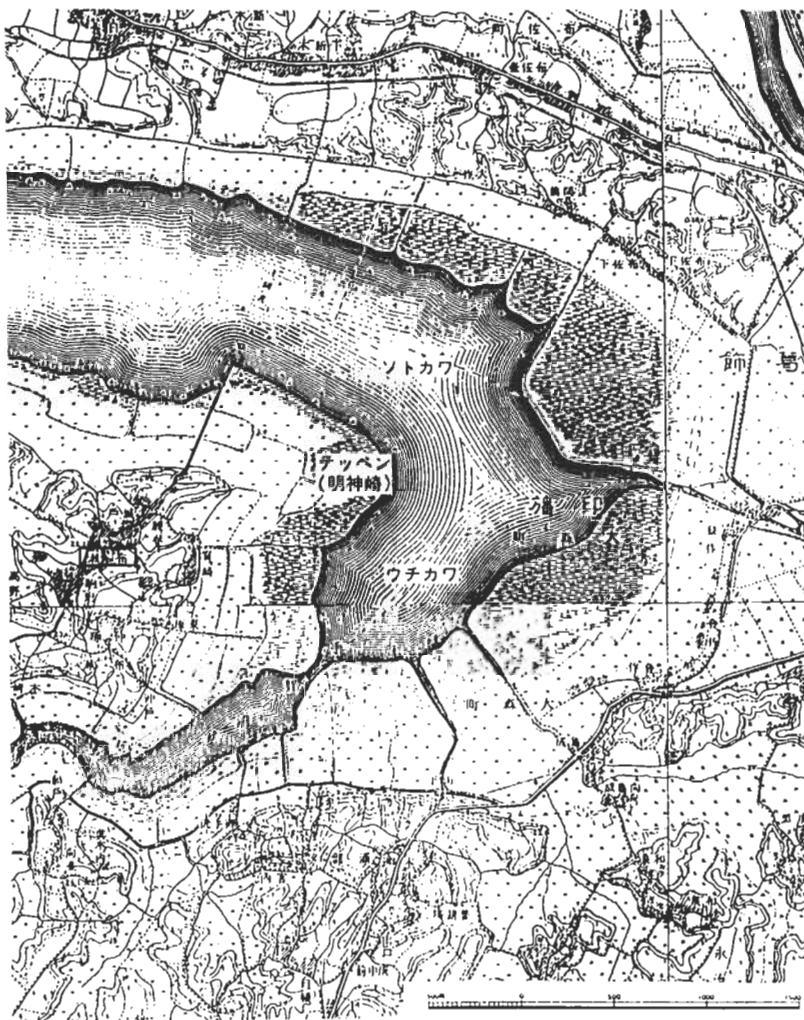


図2 昭和初期の布瀬と手賀沼



図1 昭和60年の布瀬と手賀沼

次第に沖積地が発達することにより成立したものである。近世以降の干拓により徐々に水面は減少し、大正一二年に⁽²⁾は「周囲八里、面積三千二十四町歩」になつてゐる。現在では、沼の東側（下沼といふ）はほとんど干拓されており、布瀬の南東に残された調整池の一部に、沼らしい景観を残しているにすぎない。

全体として四五パーセントが水田化されているが、現在では沼の西半分（上沼といふ）から流れ出た川が木下川となつて利根川に繋つてゐる。上沼には柏市方面から大津川・大掘川などが流れこんでおり、これが水質汚染の大きな原因となつてゐる。

現在の沼の最深部は一・九メートルで、湖底は沼南町側は砂質であり、かつては「ニラモ」が群生した。我孫子市側は「ドロバ」と呼ばれ、「チャッカラモ」「ウキハモ」が多かつたといふ。

沼は、かつては清らかな水を湛え、多くの魚類、鳥類、あるいは植物を育む自然の豊庫であり、岸辺に住む人々は沼との関わりの中で生活を維持してきた。彼らは沼の水によって稻を育て、水中の魚類、飛来する鳥類を捕獲し、岸辺に繁茂する水生植物などを利用・加工していた。单一の生業が営まれてきたのではなく、農耕、漁撈、狩猟（鳥獵）、採集を複合的に展開し、生活の糧を多方面に求めていたのである。

沼南町は千葉県の西北部に位置し、西南へ都心と約二八キロメートルの距離にある。町域はコの字形をした手賀沼の南側にあり、西から北を回つて手賀沼へ落ちる大津川と、南西から町の南を経て東の手賀沼へ落ちる金山落に囲まれた、菱形に近い標高二五〇三〇メートルの関東ローム層台地である。

かつては「陸の孤島」ともいえる土地であったが、道路網の整備により、町の産業の中心である蔬菜園芸が刺激されて活発化し、工業団地、大型住宅団地の造成が近年とみに盛んになつてきただ。こういった状況下、環境破壊、農村崩壊などの問題が取沙汰されている。

明治二二年の町村制当時の沼南町域人口は六二三〇人であり、さらに昭和三〇年の町村合併時においても、その人口は一一〇〇〇人にすぎなかつた。しかし、その後の都市化の進展にともない、今日では人口は三九〇〇〇人に膨れ上がつてゐる。また、昭和三五年当時では、第一次産業に従事するものは一五歳以上の就業者中六五・一パーセント

をも占めていたのに對し、昭和六〇年には一二・五パーセントへと激減してゐる。このような社会、経済上の変化、さらにはそれとともになつた環境の変化は、沼南町において古くから営まってきた人々の生活を確實に変貌せしめている。

布瀬はこのような沼南町の最東端に位置する。ちょうど手賀沼に岬状に突き出した舌状台地の先端部で、かつてはその北、東、南の三方が沼と接していたが、現在ではその北、東のほとんどが水田化されている。

昭和六三年一月一日現在、世帯数一七四、人口七六三人、専業農家戸数二五戸で、そして平均耕作面積は田一六一アール、畑三三アールであり、台地周辺にかなりの面積の水田耕作地を有している。平均耕作面積は布瀬に隣接する片山地区の田六八アール、畑三四アール、手賀地区の田九八アール、畑二九アールと比較した時、田の面積において大きな差があり、これは明らかに手賀沼の干拓の成果とされよう。

ムラの北東の岬の先端、海拔一〇メートルの台地上には、経津主命、饒速日命を祀る香取鳥見神社があり、これは旧村の村社でもあつた。

その他の寺社としては飯綱神社、真言宗豊山派の宝寿院、福蔵院がある。⁽³⁾

布瀬の一見して純農村的景観は、訪れる者をして、農業主体の生業形態を予想せしめる。しかし、干拓前の布瀬の景観や生業形態は、現在のものとは大きく異つており、単に「農業」を行う「農村」とは言いきれないムラであつた。このムラを訪れた河岡武春は、その景観について次のような深い洞察を行つてゐる。

右手に黒田長礼博士の「手賀沼鴨獵場」の碑（昭和17・11）がある。社名からすると、香取神社の影響下にあり、古く下総国の検非違所職、千葉氏の相伝の所領であった昔もしのばれ、また鳥見の社名も宜なるかなと思われた。

攝社には、金比羅様が祀られており、舟運にも携っていたことが想像された。

とにかく景観はまったく漁村ではなかつた。ちょうど2年前に、印旛沼を訪れ、臼井田を拠点に、師戸から奥へ瀬戸、山田と歩いた印象がよみがえってきた。印旛村のほうが台地性はあつたが、部落の中を細かに歩くと共通の家居の様子が見られた。台上はいうまでもなく畑作で、谷を下りて水田があり、漁業もやるという「漁村」のあり方を、印旛村の経験とあわせて今度は知ることができた。突飛な考えだが、これは縄文時代の好立地が現在まではぼつながり、沼の干拓でかなりの水田をもち、文字通り農村となつた姿を見たような気がした。現在的な農村・漁村の概念をしいて当てはめようとしたが、内水面の漁村にはこうしたタイプがあるのであつた。

私は少し以前から、漁農民あるいは農漁民といった、漁業をする農民の問題を考えようとしていた。この問題把握を深めていくには布瀬は恰好の「漁村」であつた。⁽⁴⁾（傍点引用者）

布瀬は、近世より江戸（東京）とのつながりの中でその生業^{なむけ}を発展させてきた。布瀬の面する手賀沼からの産物は、常にこの大消費地との関連において理解されなければならない。

例えば、近世の風物誌『利根川図志』によると、手賀沼の産物に「鰻籠（夜漁す故にヨムナギといふ、江戸にても貰えるとぞ）」とあり、また近代に入ると『千葉県東葛飾郡誌』⁽⁵⁾に「淡水産ノ主ナルモノハ手賀沼ノ鰻ニシテ、古來「あを」ト称シ市上ノ名声高ク年ヲ逐ウテ其需要増加スル現状」の旨述べられており、沼がかつて鰻の大きな供給地であったことが察せられる。

また、布瀬の鎮守、香取鳥見神社の再建費用に天保期、江戸の魚鳥問屋から多額の寄付を受けていることからも、江戸との密接な繋りがあつたことは明らかである。⁽⁶⁾

一般に、内水面で行われる漁業は主として自給的であることがその特徴としてあげられることが多いが、こと手賀

沼の漁業に関しては、水産物を供給する商業的役割が近世より流通経済の中で発展してきたといえる。魚類に限らず沼からの他の産物、例えは鳥類（鴨など）も、その換金性において無視できぬものがあつた。

しかし、このような沼の産物の重要性も、人々と沼との関わりが薄れるとともに急速に低下してきた。その理由として、干拓による水面減少、沼の水質汚染などとともに日本全体の社会、経済構造の変化をも考慮しなければならない。戦後、地方だけではなく、日本という大きな単位で人々の生活は大きく変貌しているのであり、その脈絡の中で沼の価値が低下しているのである。

本稿では、人々と沼との関わりがまだ緊密であった頃、すなわち自然、社会状況の大きく変貌する以前の段階—明治末から昭和初期にかけて一の沼における営為を中心考察するが、当時の人々は「農耕民」「漁民」「狩猟民」あるいは「採集民」などとカテゴライズされる存在ではなかつた。単一の生業經營を行つてきたのではなく、農耕、漁業、狩猟、採集を複合的に営み、生活の糧を多方面に求めていたのである。

布瀬の昭和初期における空間構成と、そこでの複合的な生計活動の展開を概括的にとらえると以下のようになる。

A、台地上

台地上は水利施設が整備されていなかつたために、主として天水に頼った畑作地（ダイバタケ）が広がつていた。そこでは麦などの商品作物を冬期に、そしてサツマイモ、サトイモ、大豆などの自給作物を夏期に栽培していた。また、わずかではあるが主に薪炭用林として赤松、杉などが

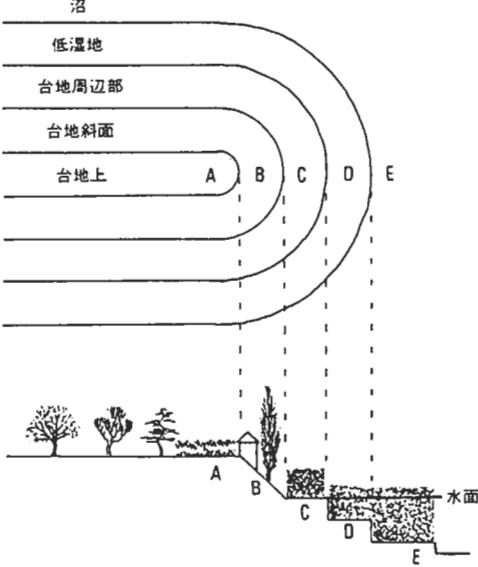


図3 昭和初期の布瀬の空間構成モデル

生産されていた。

B、台地斜面

小規模で細分化された畑作地（シタバタケ）が広がり、蔬菜類を中心とした自給作物の栽培が行われていた。また、家屋のほとんどがここに集中し、集落を形成していた。そのまわりには、広葉樹で屋敷森が形成されていた。

C、台地周辺部

この部分はほとんどが水田となつておらず、稲が单一栽培されていた。現在の水田のように耕地整理が進んでおらず、形の様々な大小のものが入りこんでいた。田に沼の水を上げるのは、沼の水面が水田より低いため困難で水不足に苦しんでいた。また、反対に一度大雨が降ると天井川化した利根川より逆流し、すぐに水田は冠水するといったような状況であった。

水田では夏期に小規模な漁撈が展開されており、主として自給用に供せられた。また、冬期においては、休耕地において鳥獵（カジッバリ）が非公式に展開されていた。

D、低湿地

非耕作地で、もっぱらマコモ、ガマ、ヨシヒシなどの水生の植物を採集していた。

この領域に布瀬唯一の共有地が存在し、そこを中心として冬期に鴨猟が行われていた。また、筌類を中心とした漁撈も展開されていた。

E、沼

各種大型の漁具を使用する漁撈が通年行われていた。また冬期にはボタナという鳥モチを使つた鴨猟が行われていた。

た。

沼は舟運に利用される重要な交通路でもあり、また水中の藻類、泥は水田稻作用の肥料として盛んに利用された。

先にも述べたように布瀬の人々は以上のAからEまでの五つの空間を生産の場として使用し、複合的な生計活動を営んでいた。次章では、生計活動の複合性を明らかにするために、それぞれの活動の季節的変移、そして各活動における空間の利用を具体的に見てみたい。

三、生計活動の複合的展開

1 稲作の展開

布瀬において、稻作は台地周辺、沼沿いの低地、そして台地に複雑に入りこむ谷地で行われていた。水田はタンボと呼ばれ大半が湿地で、農作業に困難をきたしていたことは頻繁に聞かれる。昭和初頭のタンボは、台地に沿つて同心状に細切れの区画が連続しており、長い年月にわたる水田開発の跡を読みとれる。⁽⁸⁾

当時は、ムラ全体の大きさに比して、水田の耕作面積はけつして大きいものとは言えなかつた。しかし、たび重なる干拓・圃場整備によって水田は現在では二倍位になつており、一枚一枚整形され、その大きさも格段に変化している。

布瀬の水田は、手賀沼という天然の貯水池に面しているにもかかわらず、その灌漑に沼の水を利用することはあまりなかつた。たいていはフンヌキと呼ばれる自噴式の掘り抜き井戸を用いていた。そのため、水利の組合は用水面について組織されなかつたといふ。

むしろ用水よりも排水に注意がはらわれたことは、このムラの土地柄を示していて興味深い。

稻作の諸作業について、順をおつて見ると以下のようになる。

まず最初に行われるのは種粉の選別と発芽である。三月上旬、蔵に保管していた種粉を出し、塩水につけて選別する。選別が終わると、種粉の発芽を促すためにタネヒヤシといつて水につける。タネヒヤシを行う池をタナヤといつ

て温度が一定のフンヌキの水を入れていた。彼岸の中日には、タナヤを共同利用する人達でタネハライという行事をやっていた。お神酒をタナヤに少し注ぎこみ、その後宴会をするという簡単なものであった。

苗代は、種粉の準備と並行して作られる。苗代田のことをナーマともナーシロともいう。台地周辺部の水まわりの良い所にナーマは立地し、毎年、同じ所に設けられるのが普通だった。

耕起はカビツタウネエ（前年一〇月頃）、ナカウネエ（三月中旬頃）、マトネエ（ナカウネエの五日後）、ニバンマトネエ（更に五日後）、サンバンマネエ（種蒔き直前）の五回行われた。田の水を保持するためにクロツケも行われ、水もれ防止に気を配った。

ナーマが完成すると種蒔きになる。水をきつた種をすぐに蒔くのをキダネで蒔くといい、保温してより発芽を促してから蒔くのをヤシマキという。ナーシロへ種蒔きした翌日、水の出入口であるミノテにニワトコの枝をさし、ヤツコメ（種粉の余りをホーロクでいったもの）をその周りに蒔いた。ムラ中の種蒔きが終わると、区長からフレが出てムラの全体で二日程休みをとる。これをタネマキシヨウガツという。

苗代田のナーマという呼称に対し、本田はミタと呼ばれていた。布瀬のミタの多くは湿田であったが、湿田に対する特別な呼称は存在しない。これは湿田と対置される乾田が当時はほとんどなく、呼びわける必要がほとんどなかつたためと思われる。ミタはかなりのぬかるみで、そのまま入ると腰まで沈んでしまった。それ故、ミタの中に丸太を組んで足場を入れたり、膝をついて潜らないようにしたという。田のあるところはかつて水面下であつたらしく、少し掘り起こすと一面泥炭状のマコモの堆積物があらわれるらしい。

ミタもナーシロでの作業と同様に、前年度中にマンノウによる稻株起しがなされた。これをカビツタウネエ（一〇月）といい、続いてウネエカエシ（三月中旬）、マトネエ（田植え直前）となる。マトネエの時には施肥するが、肥料としてモク（沼の藻）、マメカス、ホシカなどを用いていた。

田植え直前に各家から一人ずつ出て、ムラ全体で害虫駆除を行つた。この虫よりも、タネマキシヨウガツ同様、区長からフレがムラ中にまわっていたが、まれにこれ以前に田植えをやり始める人がいて、きつくなめることがあつた

ともいう。

田植えの前日にはソウリという休み日（午後のみ）がムラで決められ、人々は必ずこれに従つた。

田植えは早い者は五月二〇頃から開始していた。およそ二週間は少なくとも必要であった。田植えはナーマから苗をとり、それを天秤でミタへと運ぶ。ナエトリは女性、そしてそれを運ぶのは男性の仕事であった。植え手にエー（コイ）を頼み、お互いエーをする。エーをする関係は通常、ムラの家ではなく、ムラ外の親類に求めることが多かつた。というのも、同じムラ内であれば、自ずと田植え時期が重なり、他家のことには手がまわらなくなるからである。

田植えが終了するとサナブリといつて、それぞれの家で祝いがなされた。サナブリにはサトウモチというアンを餅で包んだものがつきもので、この餅をつく音を耳にすれば田植えの終了を察することができた。これはもちろん家単位で行われる行事であるが、ムラ全体の田植え終了後にはテヤスマというムラ全体の休み日があった。この休みは二日間で、区長やムラの役員が相談して日取りを決めた。たいてい六月末にテヤスマは行われた。

田植えの後、草取りはタノクサ（田植え後二週間）、ニバンタノクサ（七月下旬）と最低二回は行つた。人手の多い家では三回目もある。ニバンタノクサの頃になると、次第につのる暑さとともに、地面に根をはる雑草を抜く作業は労苦の極みであった。盆の頃にはヒエ抜きの作業もまつていた。

害虫駆除は人の手で一匹ずつ取つていくしか術はなかつた。またムシオクリで害虫除けの祈願がなされていました。区長からムシオクリの日は通告される。念仏を唱える人達が、鉦太鼓をたたき、香取鳥見神社から土手沿いに布瀬を一周する。およそ午前中で回りきり、参加者はヤドでもなしを受ける。

盆をすぎると田から水をぬいて干し上げる。八月の末にもなると早稲の収穫が始まつていた。

ミタは干しても深いところではかなりぬかるるのでカンジキをはいて刈りとつた。これは一年中冠水しているような所にも用いる。刈りとつた稲はノロシという稻架にかけられ、三日程度乾燥させられる。干し上がつた稲は家に運び脱穀、搗精された。

稻作のすべての作業が終了するのは一〇月中旬であった。

2 畑作の展開

畑作地は台地上、台地斜面に広がり、その土地の透水性の良さから水の確保に苦労していた。天水に頼る細分化された不整形の畑では、集約的な畑作經營など望むべくもなかった。

すでに述べたように、布瀬の畑作地は台地上のダイバタケと、台地斜面のシタバタケに類別することができる。

畑作物は当時、小麦以外にさしたる換金作物はなく、多くが自家消費中心の作物であった。

まず麦作であるが、これには自家用の大麦と、出荷用の小麦が栽培されていた。そして、大麦はシタバタケ、小麦はダイバタケとの耕作領域が明確に区別されていた。大麦と小麦の栽培の過程にそれはど差はないが、時期的に大麦が二週間程度先行する。

大麦は一〇月末から一一月にかけて種を蒔き、二回の草取りの後、翌年の二月上旬から中旬に麦踏みを行った。麦踏み時には区長の呼びかけにより、ムラ全員が総出で参加し、一斉に行っていた。

三月初頭に、根が腐れないようマンノウでサクリを入れていた。「麦作りは根作り」ともいわれ、この作業は根を十分はらせるのにも役立つた。

四月頃、ニバンサクリを入れ、六月中旬に大麦は収穫である。小麦も大麦も、田植え終了後に刈り入れを行う。

出荷に大部分まわされる小麦も、その一部は自家用に利用され醤油などの材料とされていた。麦藁は堆肥にする他、スイカなど地面に実ができる作物の下に敷きつめていた。現在では畑作の中心が蔬菜へと移行したので、大麦、小麦の栽培はほとんど行われなくなつた。

小麦作りが盛んな頃、それと並行して同じ畑に別の作物も栽培していた。

麦の刈り入れ前の畑に、その間をぬつて大豆やサツマイモを植えつける。これをサクツケという。

サツマイモは五月末から六月初頭にかけて、麦の畝の間に植えつけられ、麦刈りが終わってもそのまま畑に残された。その後、ツルフタテといって、伸びたツルを地面からはがし、イモがつきすぎぬように工夫した。この作業を怠

ると一個のイモが大きくならない。サツマイモは、蔬菜栽培の隆盛となるまでは、かなり大量に作られていたらしい。

大豆は五月の下旬にサクツケし、二回程サクリを入れて草とりなどの手入れをし、八月中旬に収穫する。

以上のサツマイモ、大豆はダイバタケで栽培されるものである。

次に述べるシタバタケの作物は、そのほとんどが自家消費用である。

まずサトイモだが、これは四月上旬に植えつける。サトイモの植えつけは、稻の種蒔きと同じ日にやつてはならないという禁忌がある。サトイモは、少々の草とり以外、手間がほとんどかからなかつた。

収穫は柿の熟す時期と同じで、一〇月の十五夜には欠かせない供物であった。

コマツナは正月に欠かせないものとして、どの家でも作る。一〇月末にシタバタケに種が蒔かれ、正月頃から二月いっぱい収穫された。これは雑煮に入れられる。味が良いので他の地方からも分けて欲しいと申しこまれたことがあつたらしいが、出荷したことはなかつたらしい。

大根は八月の末から九月にかけて種を蒔き、一一月に収穫する。蔬菜栽培が盛んになる前、養蚕も行われていた。蚕は一年に二回育てられていた。飼の桑は、夏期はダイバタケ、寒い時は南向きのシタバタケのものが用いられていた。春蚕は三月に卵をつけ六月に

表1 農業暦

作物	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12(月)	利用空間
稻													C
小麥	■	■	■	■	■				■	■	■	■	A
サツマイモ													A
ダイズ													A
大麥	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	B
サトイモ													B
コマツナ	■	■	■										B
ダイコン													B
ニンジン													B
ハクサイ	■	■											B
※養蚕													AB

※便宜上畑作に含む

繭ができ、秋蚕は八月に卵をつけ一月に繭をとつていて、それた繭は大半が換金されていた。

3 漁撈の展開

手賀沼においては、明治三五年に手賀沼利根水産組合が発足し、昭和一八年手賀沼漁業会へ改編、昭和二〇年に手賀沼漁業組合、さらに昭和二四年に手賀沼漁業協同組合となり、その後分裂して現在に至っている。

昭和初頭において手賀沼の漁業を管理する組織、手賀沼利根水産組合の事務局は布瀬におかれており、このことから布瀬が手賀沼における漁業の運営に大きく寄与していたことが予想される。

販売用の主たる漁獲物としてはウナギ、コイ、フナ、モツゴなどの小雑魚、エビなどである。『利根川図志』によると手賀沼ではウナギ以外に「鮎小蝦（秋は麥園の培養とし、冬は乾して貯ふ、ハツサカ網にてとる）」がある。

とれた魚は自家で消費するもの以外は、我孫子市のセイシュウ、ウタガワなどの魚問屋に主として納めていた。また、松戸、綾瀬あたりの仲買人や南千住の魚問屋に卸すこともあった。

特にウナギは、手賀沼産といふことで、東京では評価が高かったといわれている。『東葛飾郡誌』には「淡水産ノ主ナルモノハ手賀沼ノ鰻ニシテ、古來「あを」ト称シ市上ノ名聲高ク年ヲ逐ウテ其需要增加スル現状」というくだりのあることは既に紹介したが、同様に『湖北村誌』にも手賀沼のウナギの地位について次のように述べてある。^[10]

『利根川図志』にもウナギは「江戸にても貰するとぞ」とあり、このように手賀沼産のウナギは江戸、あるいは東

京へと大量に供給されていたと考えられよう。

ウナギと並んで商品価値の高かつた魚類として、モツゴ（クチボソともいう）があげられる。これはタナゴなどとともに雑魚として扱われるが、漁獲量が比較的安定していて、売り上げ高には無視できぬものがあった。モツゴは竹串に刺してすすめ焼きにされる。加工は専門の業者がとり行っていた。

川魚は生きていないと売れ行きが悪い。コイなど、死んだものを買う人はいなかつた。また、ウナギですら、死んだものは良くて半額でとりひきされていた。

手賀沼の漁法は多種多様であるが、魚族減少とともに漁法自体の種類も減少傾向にある。明治末から昭和初期にかけて行われていた漁法は以下のようになる。

①グレ 魚類が遊泳中に無自覚に漁具の陥穀部へ誘導され、ついには漁獲されるという漁法で、その材質が竹の時にはスダテと呼ばれる。大規模な漁法で設置には費用と人手がかかった。グレは雑多な魚類を漁獲でき、一年中を通して漁獲があるが、夏場にウナギ以外の魚の商品価値が低下するのでこの期間は活動しない。沼の中で行われる。

②ヒキアミ ヒキアミはフナビキアミとも呼ばれ魚群を網で巻き畠んで、それを舟の舷側へ引き寄せる過程で袋状の網へ追い込み、引き上げるという漁法である。この漁法も大型の網を用いるので、誰でもできるものではなかつた。ヒキアミは雑魚がそれ、特にモツゴが多くとれた。漁期は一〇月初旬から四月中頃までである。沼底に障害物のないところで行う。同様の漁法でエビ（テナガエビ）だけを対象としたものにエビヒキアミがある。

③ミドリ 掩網系統の漁法で、ミドリという網で舟の上から沼中の魚をかぶせてとる漁。ミドリは円錐形の枠に円筒状の網をつけたものである。漁期は一月末から三月初旬である。ミドリの対象魚種はコイ、フナ、ナマズ、ライギョなどの大型の魚種である。沼の水の澄んだところで行われた。

④オシアミ オシアミは、漁具の構造、機能面でミドリと非常に似た漁法である。同じく掩網系統の漁法で網は円錐形である。ミドリよりも若干大型で、ミドリが目的物を発見して網を入れるのに対し、オシアミはあて推量で網を入れる。したがって水がにごっている時でもできる。オダ（後述する）などの漁獲具としても用いられた。一月下旬

から三月上旬にかけて、沼全体で行われた。対象魚もミドリに同じ。

⑤オッカブセ ウゲオンとも呼ばれ、カゴの底をぬいたような漁具で、マコモのまだ成長していない浅場をねらう。魚が入ると上部の穴からとり出す。この漁も掩網系統の漁法であるが、網は用いない。春先の餌を求めて岸に寄るコイ、フナや産卵期の魚をとる。オッカブセを専業的にやる人はなく、この漁法は農業の片手間で魚をとる人達が多く行っていた。この漁法でとれた魚は傷つくことが多く商品価値が低い。また、漁獲高は家で消費してしまうほどのわずかなものであった。

⑥サシアミ 遊泳中の魚類を遮断するように網をしかけ、その網目にからめ身動きできないようにして漁獲する方法。網を張る場所はアンヤガマなどの繁茂しているところと水面の境付近である。コイ、フナなどの大型のものを対象とする。通年行うことができた。

⑦ヒッカケ ヒッカケはエビガニ（ザリガニ）をその対象としている。柄の先にすくい網をつけて冬期の沼底を搔くと、潜んでいるエビガニが入る。これは釣漁の餌にしていた。

⑧イッポンダテ ツクシと呼ばれる篠竹に釣糸をつけ、その先に針と餌をとりつけて水中にさしておくという、置針系統の漁法である。漁期は三月中旬から一月初旬で、ウナギの活動の活発な頃である。三月中旬のデウナギは餌に良く食いつく。岸の側、水草の中などにしかける。

⑨ナガナワ いわゆる延縄漁のこと。フナ、ウナギ、ライギョを対象とする。漁期はイッポンダテとほぼ同じで、春先から晚秋にかけて行われる。沼の水藻の多いところにしかける。

⑩ナマズツリ 夏場、三間位の竹竿を岸辺にしかけてナマズやライギョをとる漁法。イッポンダテ同様、置針系統の漁法だが、イッポンダテが沼中にさしておくのに対し、ナマズツリは岸辺に竿を立てる。

⑪タル・ドウ・ヅ 篠のこととタル、ドウ・ヅの三つの呼称を確認したが、三つの明確な差異はなく、同じものを三つの語を用いて呼んでいる（以下、タルで総称する）。タルは割竹で編まれた筒状の道具で、これに魚類を誘引し、内部に入った場合その構造的な特徴で外部への脱出を妨げるというものである。タルはその対象魚種、形状などから

ウナギダル、ドジョウダル、バカダルなどにわけられるが、いずれも構造、機能的には大差ない。ウナギダルはその名のとおり、ウナギを対象としている。これは四月末から一〇月頃まで行われ、沼の中や用水路にしかけられる。ドジョウダルはウナギダルより小型であるが、構造、製作過程には大差はない。しかし、両者が根本的に違うのはその設置場所で、ウナギダルが沼底に設置されるのに対し、ドジョウダルは田の中、田の水口（ミノデ）にしかけられる。そして、魚類誘引の方法も異っており、ウナギダルがミミズなどの餌で魚類を誘引するのに対し、ドジョウダルは主として餌を入れず、ドジョウの移動路にしがけ、それを迷いこませる方法をとる。この設置のやり方はノボリとクダリの二通りある。ノボリは田へと下から遡つてくるものをねらう。田植えがすんで農作業が一段落つくと、雨の降りそうな日をねらってミノデに田の外に向けてタルをしかける。雨が降ると水量が増し、ドジョウが田へと遡つてくるわけで、この漁の中心は梅雨期である。クダリは田から沼へと下っていくドジョウをねらうもので、田の排水時、盆すぎから秋口にかけて行う。クダリの場合、タルをミノデに田の内側に向けて設置する。ノボリは田の取水期に水流と同じ方向に向けてしかける方法で、クダリは排水期に水流と逆方向にしかける方法である。田植え前の水の湛えられた田には餌を入れたドジョウヶをしかける時もある。これはミノデに関係なく田の内部に設置できるが田植えと同時に取り除かねばならず、ノボリ、クダリに比してその漁獲は圧倒的に小さかった。ドジョウダルは、普通は自分が所有している田で行われるが、ドジョウダルのしかけてない他人の田にも自由に設置することができた。バカダルは他のタルに比べて非常に大きく、作りは粗雑である。これも餌は用いず、田の水の汲みかえなどをやる時に用水路にしかけた。対象魚は特定されず、種々雑多な魚が入る。

⑫ヨドブチ 五月から六月にかけて行う漁で、夜間、田へ上がりてくる魚をカンテラで照らし、櫛状のヤスでたたいてとる。ヤスのざざる部分は縫い針でできている。対象はドジョウやフナなどの小魚である。この漁法も水田を利して行われるが、やはり、田の所有には関係なく、自由にやることができた。

⑬ウナギガマ 鉤引系統の漁具で、冬期沼底に潜むウナギを刀状の鉤で搔きとる漁法である。舟から搔くカマと岸邊から搔きとるカマとがあり、後者はオカガマと呼ばれていた。オカガマの方が漁獲は少なかつたが、手軽で簡単に

できるので片手間に漁をやる人が主として行っていた。

(4) オダ これは沼中に松の木などを密に組んで、冬期にその中に潜蟹する魚類をとる漁法である。その魚礁的装置をオダと称するが、それ自体は構造、あるいは目的において単に魚類を集中させるに止まって、この装置のみでは漁獲することはできない。したがって、オシアミなどを併用する。オダは漁獲量が多いかわりに、それに必要な費用もかなり多額である。オダ用の木は一基つくるのに二、三反の山林から伐採される。そして、七、八人で一週間ほどかけて組み立てられた。オダの対象とする魚は特定なものはなく、入っているすべてのものをとつていたが、コイ、フナ、ウナギ、ナマズなど商品価値の高い魚が多く入った。

4 狩猟の展開

布瀬において、冬の農閑期には鴨を中心とする鳥獵が行われていた。これは沿岸の人々に仕事と現金収入をもたらした重要な生業であった。

現在、布瀬の地先一帯は干拓化され、一面に水田が広がっているが、かつてはアシ、マコモの繁茂する沼沢地で、多くの鳥類を育んでいた。

表2 漁業暦

形式	漁法名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12(月)	利用空間
費立	グレ													E
網	ヒキアミ													E
	ミドリ													E
	オシアミ													D
	オッカバセ													DE
	サシアミ													E
	ヒッカケ													E
釣	イッポンダテ													E
	ナガナワ													D
	ナマズツリ													DE
	ウナギダル													C
筌	ドジョウダル													C
	ヨドブチ													E
	ウナギカマ													E
その他	オダ													E

※鳥獵の期間中には出獵日の翌日のみ漁が可能

……鳥を捕るは張切網を以てす。こは九月下旬より二月上旬の間、沼畔三十六村の人々（この内十一村を下沼組といふ、鳥多き處なり）五日目を当日と定め、晴夜を待ち（雨日は次におくる）、布瀬村の告を待つて發す。網二十段を一人前の業とす（網一段広さ十九尋、高さ二尋なり）。各その信地あり。岸より澤に向ひ次第に竹を植てゝ網を張るに十段、これを二重にする。この網を張る事全岸を開がすを以て、鳥皆沼中に集まる。この時布瀬村の人々網を水中に流す。これに再驚きて沼畔に飛行きて沼周の衆網に墜るを、潜まり居て捕るなり。この二つは相須つの業なるを以て、共にその約を爽ふ事なし。^[13]

ここに鴨獵の権利が重要な権益であり、そしてその利益に沿する人々は一つの組織のもとに権利を保証され、その活動を安堵されていった。鴨獵の組織化がどの時期になされたかは不明であるが、『利根川図志』には次のようなくだりがあり、近世末には既に沿岸村において獵の組織が存在したことがわかる。

……鳥を捕るは張切網を以てす。こは九月下旬より二月上旬の間、沼畔三十六村の人々（この内十一村を下沼組といふ、鳥多き處なり）五日目を当日と定め、晴夜を待ち（雨日は次におくる）、布瀬村の告を待つて發す。網二十段を一人前の業とす（網一段広さ十九尋、高さ二尋なり）。各その信地あり。岸より澤に向ひ次第に竹を植てゝ網を張るに十段、これを二重にする。この網を張る事全岸を開がすを以て、鳥皆沼中に集まる。この時布瀬村の人々網を水中に流す。これに再驚きて沼畔に飛行きて沼周の衆網に墜るを、潜まり居て捕るなり。この二つは相須つの業なるを以て、共にその約を爽ふ事なし。^[13]

「布瀬村の告を待つて発す」とあるように、他の村々は、布瀬の指揮のもとに鴨猟を行った。これは昭和初期においても同様であり、布瀬の幹事長が出猟日を決定し、出猟時刻になると香取鳥見神社の下手で太鼓で合図をした。布瀬は「親浜」と呼ばれ出猟決定権を持つているが、その他に組合の幹事長を出す権利、ボタナの行使権などを独占的に持つ。ボタナとはススキのハカマでなった細縄にモチをつけて沼に流し、鴨をからめとる猟法で、他の集落ではこれをとり行うことはできなかつた。^[14]「来歴」には「布瀬の住人、某なるもの始めて流縄縄（ボタナのこと 引用者注）を発明し猟具となし」と一四世紀初頭に布瀬の人がこの猟法を考案した旨が述べてあるが、これも親浜特権を裏付ける伝承と考えられよう。

この特権によって、布瀬は猟場を沼中深く専有することになるわけだが、しかしこの猟法は単に布瀬の独善的活動として支えられていたのではなく、むしろ他の集落の猟にとっても有益であるものとしてとらえられていた。

ボタナに対しハリキリアミという霞網系統の猟具のみで、他の集落は猟を行うが、これをしかけると鴨は沼の中央部へと散っていく。これを布瀬のボタナによって再び岸側のハリキリアミの方へ追いこむという、複数の猟法の連動によつて猟が成立する点が強調しているのである。ボタナとハリキリアミは「相須つの業」であり、これを行う二者は運動の「約を爽ふ事」がないわけである。

鴨猟の猟期は一月の初旬から翌年二月いっぱいの約四ヶ月間であった。その期間中は、沿岸に居住する人々の沼に対する意識は非常に高まり、過敏な程に沼への規制が強化される。

「沿革」によると「沿岸住民ノ大部ハ鳥猟ニ從事セル関係上鳥猟期間中採藻並捕魚ヲ禁スルハ勿論船ノ通路ヲモ制限シ又通船ハ狩猟の翌日ノミニ制限シ其ノ權威ヲ振ヘリ依リテ現在ニ於テモ沿岸住民ハ鳥猟期間中船ノ通航ヲ止メ又漁業組合ト連絡ヲ採り鳥猟期間中ハ魚ノ採集及採藻ヲ行ハス」といった具合に鳥猟期間中の他の生業に対する規制は徹底したものであった。燈火管制を行つた時もあつたらしく、また鳥猟関係者以外の岸近くへの立入りも禁じられた。

これらの規制期間はトメカワと呼ばれ、猟期前の一〇月中旬から開始される。そして、猟場を監視するためカワバ



図4 手賀沼の鴨猟
(農商務省農務局編『狩猟図説』明治25年より)

ンという役をつくり、猟期中見まわった。

布瀬では、花火を打ち上げることが禁忌となっているが、この伝承も沼への規制と結びつけて解釈されている。様々な禁止、制約が非鴨猟従事者にまでおよび、ムラ全体の規制となっていたことからも、鴨猟が非常に社会的でありムラを支える生業であったことが理解できよう。

猟期が終了するとカワアキといつて、一切の規制が解除される。これによつて沼周辺の生計活動が再開される。また、銃を使つた鴨猟も、カワアキとともにスタートしていた。

猟期中、毎日出猟するわけではなく、基本的に満月近くの数日間を除いて、五日に一日行われた。出猟日の翌日は一日だけトメカワが弱まる。

布瀬の香取鳥見神社の下の半島部分を明神崎、またはテッペンといい、それより北をソトカワ、南をウチカワと呼んでいた。現在、干拓され水田となつて明神崎は、かつてはマコモなど水草のおい茂る低湿地であつた。この部分を使ってハリキリアミの猟場（ハリバという）が広がつていて、この低湿地の多くは、布瀬の共有地で鳥猟組合が布瀬区より借り上げる形をとつていて、例えば昭和七年には、「真菰生地」「原野」を借入するのに、計一一二円六六銭借地料がかかつており、これを地料賦課金として一戸で負担し、幹事長がとりまとめて区に納入していた。

ボタナはハリキリアミのハリバより沖側の沼の水面を用いて行われるがこれは官有水面で関係町村の役場の同意を得て、県知事の許可を得らなければならなかつた。

鳥猟組合以外の猟として、当時、カジッパリと呼ばれるものも行われていた。猟法、猟具等はハリキリアミとほぼ同一であるが、それを行つた場所が沼や低湿地ではなく、陸部の冬場干し上がつた水田を用いる点において異つてゐる。

カジッパリはいわゆる密猟であり、警察などに見つけられると、当然処罰の対象となつていて、しかし、沼中が鳥猟組合の規制でトメカワとなり、その利用が鴨猟期間中に著しく制限を受け、社会的な行為として人々に認識されているのに対し、カジッパリにはトメカワの制限がおよばない。むしろムラの人々は見て見ぬふり、あるいは容認して

いたふしもある。沼岸に近づくことすらできない社会的規約も、沼から離れた空間においては効力を持たず、そこにおける活動には社会的に無関心であつたことは、相対的な空間の社会的意味を示すものであろう。

カジッパリは鳥猟組合に加入していない人や、あるいは親が組合員で猟を行つて、その方法を見知つてゐる子供がやることが多かつた。冬場になると、子供達は親の使い古したハリキリアミをこつそり家から持ち出し、田に張る。場所は早い者勝ちで、例え大人であつても、子供が先に網を張つている場所には入つてはならないというのが不文律であつた。子供達は網を張つているもの同志で小屋を作つて集まり、一種、大人の擬似行為を楽しんだ。とれた鴨は大人達の会所で堂々と販売して、菓子などを買う金にしたらしい。密猟で非合法的な鳥猟であるとはいへ、ある程度ムラの中で制度化、組織化されたものであつたといえよう。

5 採集の展開

布瀬では、沼に生い茂つてゐる藻のことをモクという。モクはマメカス、ホシカなどとともに肥料として利用された。モクトリは田植え前に堆肥不足の田へ追肥するため早生モクをとることもあつたが、中心は七・八月の盛夏であつた。モクトリバシという二メートル位の二本の篠竹を中間にしばり×状にした道具や、マンガンという鉄製の鍔で行つた。モクトリバシは、水中のモクをこれではさみ、巻きとつて舟にあげる。マンガンは生い茂るモクを沼泥といつしょに根こそぎにとるのでドロモクトリとも呼ばれる。

風の強い日は転覆の危険があるため沼に出ないが、天気が良いと人々は沼のあちこちでモクトリを競いあつた。モクにはガシヤモク、ニラモク、ササモク、タヌキモ、エビモクなどがあつたが、そのうちガシヤモクを主としてとつた。とつたモクは乾燥して納屋にしまい、

表3 狩猟暦

形 式	猟 法 名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12(月)	利用空間
網	ハリキリアミ												D	
	カジッパリ												C	
縄 繩	ボタナ												E	
銃	ジュウリョウ												DE	

前章では、布瀬で展開されている複合的な活動の時間的、空間的な様相を知るために、具体的な利用の形態について詳述した。本章では、それと第二章で提示した布瀬の地形的な空間構造とを対照することにより、それぞれの空間がどのような社会的意味を持っていたのか、また、複合的生業の社会的な位相がいかなるものかということについて考えてみたい。

そのために筆者は、1 生計活動の行われる空間の所有、2 生計活動の行われる空間の使用、3 各空間の生計活動に対する社会的規制という三つの観点から考察する。

四、「水辺」の空間の社会的意味

この土は使われ、絶えず洪水に悩まされていた布瀬では重要な作業として位置づけられていたのである。毎年のように冠水する水田を、より良田へと変えようとする意欲と、少しでも水田の面積を拡大しようという人々の意欲をここに読みとることができる。

サッパ舟一隻分を一杯として、一日に一三〇—一四杯取ることができた。ドロコギは誰でも自由な場所で行って良かったらしいが、鴨猟の行われる冬期にはトメカワで沼内の活動が制限されているのでこの時期だけはさけた。

沼から少し内陸的な部位に繁茂する植物も、人々に活発に利用されていた。例えばヨシは簣に編まれたり、建築材などとして用いられた。また、マコモやガマは籠作りの材料として用いられ、ガマはムシロの材料としても利用された。そして、ヒシやジュンサイのように食卓に供されるものもあった。

沼、あるいは低湿な土地からの植物性の産物は、陸地の産物に比べ決して経済的価値の高いものとは言い切れない。しかし、それらの用途は多様で、なおかつ栽培という人為的な手間をかけずにすみ積極的に利用できるわけで、その資源の重要性にはかり知れないものがある。

翌春の肥料にする。泥のついたモクはコニダで運び田のふちに積んでおく。

沼から採集するものに、タマックという食用のカラス貝などもある。これは竹をタマックの口につきさしてとる。

その他、沼底の土自体も重要な採取物であった。

ジョレンで沼底の土をとることをドロコギという。この作業は非常に重労働であるが、泥中の有機質が栄養分に富

表4 採集暦

採集物	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12(月)	利用空間
モク、ジュンサイなどの沈水植物													E
マコモ、ヨシ、ガマなどの抽水植物													D
ヒシなどの浮葉植物													E
タマックなどの貝類													E
ドロコギ													E

*ドロコギは島原のため冬場は制限される



図5 モクトリ（『利根川図志』より）

1 生計活動の行われる空間の所有

まず、最初に生計活動の行われる場－生産の場－がどのように利用されていたかを、共同と個人という点に注意して見てみよう。なお、本章で使用されるA、B、C、D、Eという記号は、第二章で示した空間構成モデル（図3）の五つの類型に対応する。

第一に、Aという台地上の空間であるが、林野と畑作地が立地していた。

林野には主として薪炭材として赤松、建築材として杉が植えられている。林野地は個人で所有されており、共有林といった大きなムラ単位での所有は見うけられない。畑作地はかなり細分化されており不整形で、これもまた個人所有である。各個人毎の畑の境にはウツギが植えられ、明確な区画化が図られている。

次にBの台地斜面には、家並みの大部分と、畑作地が立地していた。これもその所有は、すべて個人に属しており、寺社有地、墓地、以外に共有地はまったく見いだせない。

Cの台地周辺部には水田が広がっていた。ここでは、ミタ、ナーマなどの主耕作地がすべて個人の所有であった。しかし、水田に付随する、タネビヤシの作業に用いられるタナヤは、数人の共同名義になつていている場合もあった。この空間の大部分は、個人という小単位に占有されているが、完全には個人に帰属するものではないということができよう。

Dの低湿地であるが、ここには布瀬唯一の共有地が存在し、生計活動で利用されていた。

この共有地は、字ウチカワというところにあり、山崎林助以下一三名の名義で、共同登記されている。その面積は三七町歩で、現在では干拓され水田化されているが、かつてはマコモ、ヨシ、ガマなどの水生植物の生い茂る低湿な原野であった。干拓が行われる際には、この土地をその名義人で分配しようという動きがあった。しかし、登記後時間が経つてしまつて、名義人やその子孫で布瀬を離れて行方がわからなくなってしまったものもあり、一三名全員の名義変更の手続きが不可能であつたため、現在でもこの土地は共有地として存続している。明治二四年の戸数一〇〇戸であったことからして、この土地の現在の共同登記はそれ以後のことと考へられるが、以前から共有地的な利用

用、所有をされた土地であつたことは推測するに難くない。このDの空間にはこのような共有地以外にも、マコモ採集するための個人所有の原野がわずかながら存在した。

最後にEの空間であるが、これは官有水面であり、その所有はムラという大きな枠組みすら超えたものである。当然、個人が占有することはできなかつた。

2 生計活動の行われる空間の使用

空間の所有者が自分自身でその空間を使用し、生産を行いそこから収益をあげるというのが、空間利用の基本型であることはまちがいなかろう。しかし、それ以外に、空間所有者と使用者が異なつていていう場合が比較的に多いことは、小作制度など土地の貸借が存在したことからも明らかである。

Aの空間では、畑作地などで土地の貸借はほとんどなかつたらしく、その所有者が同じく使用者であつたといえる。林野地には、それを所有しない者が山仕事の手伝いをすることによつて、落枝ひろいなどのかたちで薪炭材を手に入れることがあつた。

Bの空間もAの空間同様、その使用者と所有者が一致していた。

一方、Cの水田地帯には、小作による土地の貸借関係がある程度みられた。これは家と家の一对一の関係であるが、稲作という生計活動において、土地の所有者とその使用者に違いがある点を指摘できる。また、タナヤについては、單一個人の所有であつても、所有者以外の複数の利用が慣習的に認められている場合が多く、所有者と使用者は必ずしも一致しない。

そして、ここでさらに重要なことは、水田の広がるCの空間が稲作ではなく、漁撈や狩猟（鳥獣）に利用される場合、その使用に土地の所有が何ら掣肘を加えないという点である。稲作が行われている時期、取水期、排水期にかけて、ドジョウウケやヨドブチという方法でドジョウを中心とした雑魚が捕獲されていたが、これを行うのに自分が所有する水田以外の他人の水田をも利用してかまわないという不文

律があつたことは先にも述べた。このことは、土地の所有者と使用者が必ずしも一致しないということを明示している。

また、農閑期にではあるが、カジッパリといつて子供や非組合員が鴨の密猟を行う際、この休耕田を用いたことは注目される。この行為は密猟ということで法的には禁止されており、いわゆる「陰の生計活動」ともいえるものであるが、ムラ内部においてはこれに少しも制限を加えることはなかつた。むしろ、ムラ内の制度として容認、あるいは許可されたふしもある。

いずれにせよ、稻作ではある程度所有者と使用者が一致していたのにもかかわらず、漁撈（ドジョウウケ、ヨドブチなど）、鳥猟（カジッパリ）という活動の展開には、土地の明確な所有権は何の意味も持つていなかつたといえる。次にDの空間であるが、ここに存在する共有地では採集などは、ムラ内すべての家々に解放されていた。それ故、この地の保全管理もムラ全体で共同して行つてはいた。共有地は、一三戸の名義であるが、これ以外でもムラ並みに加入している家には採藻などの採集活動を行う権利があつたのである。したがつてここでも、所有者が使用に制限を加えることがなかつたといえる。

また、この低湿な空間ではハリキリアミという鴨猟が展開されたが、これは鳥猟組合に加入している者でなければ行えず、たとえ共有地の名義人の一人であつたとしても、鳥猟組合に加入して株を持つていなければ鴨をとることはできなかつた。やはり、鳥猟活動においても、その展開される場の所有と使用の連関性は希薄なのである。

最後のEの空間は、官有水面だつたために、所有者と使用者の関係を簡単に論ずるわけにはいかないが、この公共の水面がすべての人に開かれた空間としてあつたのではない。例えばオダやヒキアミなどの大規模な漁撈活動を行ふ場合、水産組合に加入せねばならず、また、ボタナの鴨猟に関しても鳥猟組合に加入する者だけが行うことができた。ただし、採藻や採土（ドロコギ）などの活動は自由に行われていた。

3 各空間の生計活動に対する社会的規制

それぞれの空間で展開される生計活動に、ムラの規制がどのようにかかわつてくるかということを見ることは、空間の社会的意味を探る上で重要である。

まず、Aの空間では社会的に強制、あるいは制限されている事柄はない。ただし、冬期の麦踏みの際、ムラの共同作業として、区長のフレにより集団の共同作業をとり行うこともあつた。しかし、これは定期的なものではなく、冬の北風が例年以上に強く吹きすぎ、麦が風で飛散する状況が予想された時のみ行われるものである。総じて、この空間で展開される活動は個人的であり、ムラの規制が働くことはほとんどないといえる。

Bの空間の利用についても同様で、そこでの活動はあくまで個人的で、ムラの規制を受けることは少なかつた。住居の大半はこの台地斜面に立地しているが、耕作地から住宅地への転換もかつては容易だつたらしく、分家制限などでそれを妨げるものはなかつた。

Cの空間では、稻作の過程においてムラの規制が働くこともある。それは休み日や共同労働である。休み日は、種まき終了後のタネマキシヨウガツ、田植え直前のソウリ、田植え後のテヤスマである。三者ともムラの役員によつて日程が決められ、区長の裁量によりフレが出て、ムラ人は一齊に休みをとらなければならなかつた。

これに違背することはムラの規範を破ることであった。また、田植え直前の共同労働虫とりも区長、及び役員にその日取りを決める権限があつた。虫とりは、各戸一人ずつの参加者が要求されしており、この作業の終了前の田植えが厳禁されていましたことは前にも述べた。稻作においては、田植えの作業を中心に社会的な紐帯、規制が見られるのである。では、同じ空間で行われる鴨猟（カジッパリ）や漁撈（ドジョウウケ、ヨドブチなど）の活動についてはどうであろうか。

まずカジッパリであるが、これは子供や非組合員など、鳥猟組合という組織から逸脱した存在によって行われていた。いわゆる密猟で、ムラ内で黙認されていたことは先にも指摘したが、これに対する共同体の禁止や制限といったものはなかつた。この猟法で捕獲した鴨も、鳥猟組合の会所で自由に売買することができた上に、入猟料なども課さ

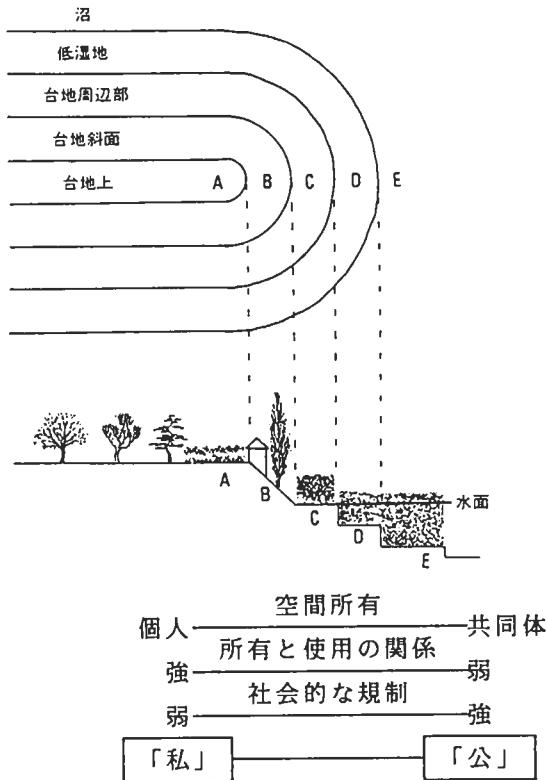


図6 昭和初期の布瀬における空間の社会的意味

トメカワの期間中は①沼上舟航の制限、②漁撈の禁止、③採集の禁止、④沿岸へ関係者以外立入り禁止、⑤燈火管制、⑥鳥獵者の獵場での喫煙の禁止など様々な規制が敷かれる。そして、これらの規制を徹底させるために、カワバソという獵場の監視人を置き、違犯者を取締った。

これらは非鳥獵従事者までおよぶムラ全体の規制であるが、これ以外に、獵従事者はさらにその活動を展開する中で様々な規制を受けた。例えば、出獵、終獵の日程、時間は、すべて組合の幹事長の裁量に任されており、その指示は絶対であった。また、獵場保全、鴨の誘引などの作業の義務も組合員は負っていた。

ドジョウウケやヨドブチは、その行使者の水産組合への加入が別に問われることはなく、子供も盛んに行っていた。これでとれた魚類はほとんど自家消費だったという。

以上のように、Cの空間において稲作には社会的な規制、制限があらわれてくるのに對し、漁撈、狩猟に関してはほとんどあらわれてこない。しかし、視点を変えて稲作の側から見ると、この漁撈や狩猟を制限できない状況、つまり、自分の土地に他人が自由に入りし利用することができ、他人の土地に自由に入りし利用できる状況とは、あくまでムラの枠組の中で無規制であり、Cの空間での活動の自由がムラの制度として保証されていたとも考えられる。結局のところ、Cにおける鳥獵や漁撈は、その活動の本質において一時的にその空間を占有するけれども、その空間の所有の論理には決して縛られていないのである。

D、Eの空間では採集や漁撈の活動において通常は社会的規制がおよんではない。しかし、鴨猟の展開される季節になると、一転して社会的な規制、制限が強化された。この規制がトメカワと呼ばれ厳密に守られていたことは既に述べたが、その規制は「規約」として以下のように明文化されていた。

第三條 獵区内農務事業ハ地主ノ隨意タル事尤も鳥獵ノ妨ヶ無之様可慎事

第四條 獵区内之内獵業中地所昇級ノ為メ泥積ミ併土持等ノ業為サントスル時初川（初獵のこと・引用者注）前留川

ヨリノ日數中頃日迄定規ト心意ヘシ尤モ獵業等之妨ヶ無之様可慎事

第五條 獵業中張物及ヒ水内筈引ノ内捕魚採藻等ノ業ヲ禁ス

第六條 所有地ノ原野ニ於テ從前ノ備ヒ簗巻於采漁ヲ為サントスル時ハ鳥獵出川翌日カ或ハ満月前三日ヲ期日トシテ捕魚為スヘシ尤モ鳥獵妨ヶ不相成様可慎事⁽¹⁷⁾

Cの空間で行われる鴨猟が自由であったのに対し、D、Eの空間の鴨猟があまりにも規制的であったことは、D、Eという空間の社会的重要性を示していく興味深い。

4 陸側の空間と「水辺」の空間

以上、三つの観点より布瀬の空間利用と、その社会的意味について見てきたわけであるが、結論として次のように考えることができる。

まず、布瀬の空間はAからEへ移りゆくに従って、所有形態が個人から共同体へと変化する、すなわち、台地上から低湿な土地、沿の方へ向かって、所有形態がムラ的な性格を帯びるようになることがわかつた。

また、空間の所有権と使用権については、AからEに移るに従って、その同一性、関連性は希薄になる傾向があった。

そして、AからEに向かって、漸次禁止や制限などの社会的規制が強まる傾向があった。

これらを総合すると、A、B、C、D、Eという空間は、そこで営まれる生計活動の社会的意味において、順次「公共性」の度合を強めていることが理解できよう。つまり、「水辺」の空間(D、E)は、この布瀬というムラで生計活動に利用される場合「^{ムラ}公」の意味を有し、反対にそれと相対、立地する陸側の空間(A、B)は「^{ムラ}私」の意味を有するのである。そして、陸側と「水辺」側の間隙の水田地帯(C)は、「^{ムラ}公」と「^{ムラ}私」の錯綜する境界空間として把握することが可能である。

稻作を行う時は「^{ムラ}私」に属し、一方、漁撈、鳥猟が行われる時には「^{ムラ}公」に属するという、この空間の中間的な性格は、水田の開発などによって陸側が「水辺」を浸食し、拡大する過程において形成されたのではないかと筆者は考える。それは元来「水辺」の空間であった所が、稻作の発展、浸透によって「^{ムラ}私」され、しかし依然としてその空間が「水辺」と類似した湿性の空間を保つたということである。昭和初期の布瀬の水田は、一度大水に見まわれるとほとんど冠水し、潰滅することも稀ではなかつた。現在の圃場整備の完了したその姿からは想像できぬものだつ

たらしい。水田の環境条件が「水辺」と大差ないという状況が、その空間を引き続き「^{ムラ}公」としても意識させ続けた要因の一つになったのであろう。

布瀬の人々の生計活動の中では「水辺」の鳥猟の社会的地位相が、他の生計活動に比して超越的であった。鳥猟の展開の前には、漁撈や採取など他の活動は制限されていた。稻作については、主たる活動時期が鳥猟とずれるため、明確にこれが抑えこまれるという状況は顕在化しないが、冬期の休閑地の起耕、整備などは鳥猟の支障にならぬよう義務づけられていることから考えて、鳥猟の超越性は際立つてゐるといえよう。この超越性は「^{ムラ}公」としての活動の性格と言つてもよく、様々な制限以外に、鳥猟場(共有地)の借り上げの費用がムラの財政に充てられていて、鳥猟組合の幹事がムラの役員として選出されていた点もあわせて考えると、この「^{ムラ}公」としての性格はより鮮明になる。

また、「水辺」で行われる鳥猟とは相対的に、ムラの規制の弱い鳥猟が「水辺」より内陸部の水田に展開された。これはムラのシステムとして、「水辺」の空間に入ることのできない人々(子供、来入者など)にも可能な限り鳥猟の機会を与えるという機能も持っていた。この活動は水田の土地所有には一切関係なく行われており、この時期この空間での活動において土地所有の論理は、否定とまでは言えないまでも劣位なものに落しめられている。つまり、布瀬の一年をホーリステイックに考えた場合、土地の論理一筆者は農耕活動を中心とする論理と考える一がすべてを支配していたのではなく、特定期間においてそれに優先する、あるいは超越する「水辺」の論理ともいえるものが存在したと考えられるのである。

この論理こそ「水辺」の文化の特徴と言えるものではなかろうか。我々はその論理から、土地が絶対でない、土地にこだわらない、土地に縛られないという非農耕的な指向性が、「水辺」に生きた人々の中に存在することに気付かされるのである。布瀬においては、農耕、特に稻作の経済的比重が、無視できない位の地位を占めていたことはまちがない。しかし、農耕からの経済的なメリットがいくら大きくとも、このような非農耕的論理が存する場合、このムラを単に「農村」とし、そこに生活する人々を「農民」と言い切ることは不可能と考えられる。布瀬の人々が「水

辺の民」として生きてきた歴史は無視できないのである。

五、陸側の拡大、そして「水辺」の消失

—結論にかえて—

手賀沼周辺の陸地の拡大の動きは、江戸時代初期まで通る。明暦年間（一六五五年）には、江戸の商人、万屋治右衛門が干拓事業を請願し、寛文年間（一六六一年）にその工事に着手、二三一町七畝二八歩の新田を開墾した。しかし、この干拓地は、その後の度重なる洪水によって壊滅してしまった。享保年間（一七一六年）に入つて再び、江戸の高田茂右衛門は干拓を試みたがやはり洪水で元の「水辺」へとその姿を回復している。

当時の干拓は、江戸の商人が巨大な資本を投じて開墾を行う請負新田であり、必ずしも沼周辺の人々にとつて有意義なものではなかった。開拓地の荒廃、及び鳥獣場形成の理由について「沿革」では次のように述べている。

沼ノ沿革ハ古來低湿ノ地ニシテ寛文年間ヨリ之ヲ開拓シテ水田トナン享保十二年ニハ沼ノ下流ヲ上沼タル東部ニ接シテ千間堤ナル堤防ヲ築キ上流ヲ上沼、下流ヲ下沼ト称シ開拓地ノ出水ニ備ヘ鳥獣場ハ之ヲ上沼ニ移セリ然ルニ元文三年上流地住民トノ間利害反スル為水利上ノ争議ヲ生シ上流地住民ハ一夜大挙シテ堤防ヲ破壊シテヨリ開拓地ハ水害頻発シテ水田ハ逐年荒廃シ為ニ下流住民ハ甚シク疲弊シテ生計困難ニ立至レリ然ルニ此ノ地ニハ多数ノ水禽類ノ渡来スルニヨリ此ノ不況ヲ脱スルノ策トシテ寛政年間ヨリ沿岸住民ハ一致シテ鳥獣ニ從事シ以テ生計ヲ補フニ至レリ

元来、鳥獣の展開された「水辺」の空間が干拓により水田化され、その荒廃する過程で再び「水辺」へと戻つていく様子が如実に語られている。近世期における外的な圧力による陸側の拡大は失敗し、依然「水辺」として人々に利用され続けたのである。その後、第二次世界大戦後まで、先に述べた「ドロコギ」のような小規模、断片的な開墾

「水辺」の生活誌



写真1. 昭和初期の龜成から見た布瀬
(昭和12年堀内謙位氏撮影)



写真2. 現在の龜成から見た布瀬
(矢印は香取県見神社、沼の消失に注意)

以外の大型開拓は失敗に終わっている。本格的な干拓が成功するのは第二次世界大戦を契機としてである。

敗戦の年である昭和二十年（一九四五年）食糧増産の急務が叫ばれる中、手賀沼干拓の計画が立てられ、昭和二一年（一九四六年）にはついに国主導の干拓事業が着工された。これは近代工法を駆使し、手賀沼の水害を克服して昭和四二年（一九六七年）に完了した。これによつて四三五ヘクタールの水田が造成され、沼の約四割が陸地化されている。

布瀬の地先は第一干拓地（六六・六ヘクタール）として陸化され、入植者に分与された。布瀬を北、東、南の三方からとり囲むようにして広がつた沼は、その大半が水田へとその姿を変えた。近世期、幾度となく干拓を試みては失敗をくり返していたのが、近代的な技術の前に陸地の拡大は達せられたのである。これによつて、昭和初期まで厳然と存在していた「水辺」の空間は消滅し、ここにおける活動（鳥獵など）も衰退していったのである。この時点で本稿でとり扱つた生計活動の複合性、及びその社会的意味というものは大きく変容した。

既に述べたように、昭和初期の布瀬において、「水辺」の空間の社会的な地位は高く、また、そこにおける鳥獵は非常に社会性の強い活動であった。しかし、第二次世界大戦へと転じる国情の中、鳥獵は衰えていった。その理由として、一、銃猟の発達による鳥類の減少、二、耕地整理に伴う猟場の減少、三、狩猟免許税の高騰、四、社会的規制の弱化などがあげられる。

鳥獵は結局、昭和一七年（一九四二年）に組合としての活動が停止され、個人的に細々と続けられた猟も戦後の干拓、「水辺」の消失によりその猟場をすべて失うこととなつた。

布瀬における「水辺」と、そこで展開された生計活動の終焉である。

今日の布瀬は、五〇～六〇年前の布瀬と比べ相対的に「農村」化している。そこでは広々とした整備された水田で稲を作り、かつて自給作物を栽培していた畑では、東京など近郊都市部向けの蔬菜が盛んに作られている。一方、戦前までムラをあげて行われていた鳥獵は、ごくわずかな銃猟愛好家によつて遊猟として細々と続けられるのみである。また漁撈も水質の悪化に伴ない魚獲は激減し、それたものも商品価値が明らかに低下してきている。採集は近代技術の発展による代替物の登場によつて、採集物の素材価値はまったく失われ、活動自体語りの中にしか存在しない。

しかし、そこには近郊都市部の第二次、第三次産業への就業という新しい生計活動が加わり、新しい生産複合の形態を持つようになつてきた。つまり、戦前まで生産複合の重要な要素が衰微した結果、それを補う一既に主体化しつつあるが、要素が組み込まれて人々の生活が安定しているといえる。これは従来的には干拓による「水辺」の消失、そして陸側の拡大といった状況によつて引き起こされたものであろうし、巨視的には人々の価値観をも変えてしまつた近代化の状況によつて引き起こされたものであろう。いずれにせよ外的な圧力が、一見してスタティックな「農村」としてあり続けるムラ内部に、ダイナミックな生活論理の変容をもたらしているのである。

民俗学が現代に対応するには、この潜在的変容を考慮することが肝要である。そして、過去の人々の生活が一元的でなく多様性を帯びていたものとして認識することが、多様であるといわれる現代との質的異同を問う唯一の方法と筆者は考えている。民俗学において掩蔽されていたと思われる多様なる人間像を、その学問発展段階の謙虚さの中から解き放つ時期にきているのではないだろうか。

〈付記〉

本稿は、昭和六三年度に筑波大学歴史・人類学研究科に提出した修士論文の一部を、大幅に加筆訂正したものである。その製作にあたつて北見俊夫、高桑守史両先生の御指導をいたいた。また、本稿の資料収集にあつては、立教大学博物館学研究室の山浦清先生に多大なる御高配を賜つた。ここにあわせて諸先生方に感謝申し上げたい。なお

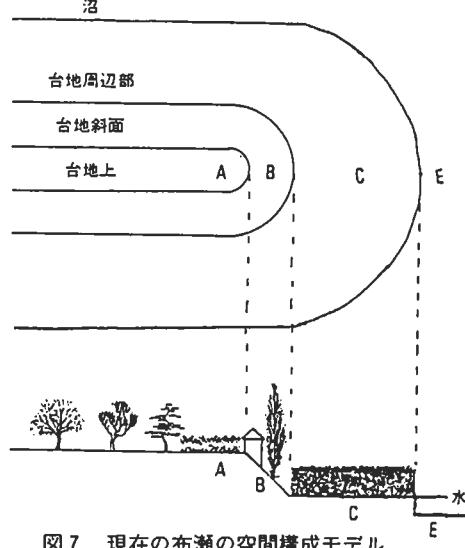


図7 現在の布瀬の空間構成モデル

本稿に関する技術誌的側面は、既に拙稿「手賀沼の漁業・鳥獣」（立教大学博物館学研究室、千葉県沼南町教育委員会編『千葉県沼南町における民俗学的調査V—手賀沼と生活—』昭和六三年）にその大要を報告している。また、昭和六二年度大塚民俗学会において、本稿の主旨の略報を行っている。

注

- (1) 生業複合の観点を持つものとしては、河岡武春の業績が先駆であるといえる。河岡は「低湿地文化」という言葉を用いて、「水辺」に生活する人々の文化を理解した。彼の意見は、南方系の海人が陸化する過程で「水辺」に定着し、そこで先天的に持つた技術複合、生業複合を開拓したというものであり、「水辺」の文化を考察する上で非常に示唆に富んでいる。また新しいところでは安室知が生業複合（特に稻作と漁撈の関連）について活発に検討し、複合から内部化へという稻作単一化の進展過程について明らかにしている。

(2) 山浦清 「はじめに」「千葉県沼南町における民俗学的調査V—手賀沼と生活—」立教大学博物館学研究室 千葉県沼南町教育委員会編 昭和六三年

(3) 竹内理三編 『角川日本地名大辞典—千葉県』12 角川書店 昭和五九年 参考

(4) 河岡武春 「手賀沼布瀬鴨獣小記」『日本民具学会通信』昭和五二年

(5) 赤松宗旦 『利根川図志』安政二年（一八五五年）引用

は岩波文庫本（柳田國男校訂 昭和一三年）による。

(6) 千葉県東葛飾郡教育会編 『千葉県東葛飾郡誌』 大正一二年

(7) 香取鳥見神社の本殿は、天保九年（一八三八年）に上棟された。その際「本殿再建碑」が立てられ、それには次のようないわゆる文字が刻まれている。

当社再建寄附

米三拾俵 御領主松崎八左衛門源武広
金百両 江戸安鎮町 東国屋伊兵衛

金五十両 同町 鯉屋七兵衛
金三十両 千住河原 鯉屋新兵衛

天保六年六月

(8) これはドロコギによる小規模かつ個人的な水田の開発である。

(9) 前掲書 (5)

(10) 菅井敬之助 『湖北村誌』大正九年

参考文献

(11) 前掲書 (6)

(12) 『沼南町役場所有文書』（沼南町史史料目録末載文書）

(13) 前掲書 (5)

(14) 前掲書 (6)

(15) 前掲書 (12)

(16) これらの観点からわかるように、この論はあくまで生計活動に関する社会性を考察するものであり、本稿の空間に対する立論が非常に限定的であることをまず確認しておかなければならぬ。

(17) 『獣区設定規約書』『布瀬区有文書』
(三〇) 五 桑原町つくば市春日四一四一三二 大川アパート
一〇二

ねばならない。三つの観点からは、このムラの社会関係の様相を明らかにできるが、もちろんその関係はムラ内の関係のすべてではなく、ある限定的な側面である。筆者は「水辺」の側からそのムラを見わたす立場をとるものである。

意義」（国分直一）、「山口県の諸職」（概要 松岡利夫、分類 湯川洋司）と、各論としてさまざまな加工法、建築関係についての説明がある。後半にはマチにおける諸職の担った経済的役割を述べ、萩（桶屋）、山口（漆器業）、小野田（窯業）、柳井のそれぞれの地域での近世から現代までの意義を明らかにした論文（坪郷英彦）、アマの潜水漁労と海産物行商にともなうカネリとよばれる頭上運搬者についてまとめた論文（伊藤彰）、山の暮らしと木挽き、炭焼き、狩猟のかかわりの様相を扱った論文（湯川洋司）、農作に関係する諸職、農家の暮らしを支えた諸職、農民自身のもの諸職的側面を述べた論文（湯川洋司）をおさめる。

本書は調査票をもとにして話者ごとに一〇項目に整理した個票（一人一頁をあて一六〇頁分）が、資料報告として大きな部分を占めるが、その前に「諸職調査とその現代的

追悼　向山雅重氏（日本民俗学会名誉会員）

倉石忠彦

烏鵲
大藤寺彥氏

平成二年一月二十四日、心不全のため逝去された。享年八十六歳。

長野県上伊那郡宮田村に生まれ、長い教員生活の傍ら、伊那谷を中心として長野県下の民俗調査を精力的に実施した。その成果は『山村小記』(正・続)、『信濃民俗記』(正・続)、『伊那農村誌』、『山国的生活誌』(全五巻)等数々の著作にまとめられた。いずれも郷土の民俗が同郷人の眼で生き生きととえられており、これらの業績により、昭和四五年には柳田國男賞、平成元年には秩父宮記念学術賞等を受賞した。



平成二年五月一八日、午前六時七分大藤時彦氏が亡くなった。実は昨年から米寿のお祝いの計画が有志の間で準備されていた矢先のことなので、痛良の極みである。

一 痛快の極みである

三五年七月一六日、呱々の声をあげ、新潟県長岡市で明治後に父君が横浜市立十全病院長に転じたため鎌倉に転居、神奈川県立横浜第一中学校から早稲田大学文学部に入学。ところが関東大震災で父君を失い早稲田大学を中退、財団法人大橋図書館に大正一五年から昭和一二年まで司書として勤務した。ここで図書閲覧にきた柳田國男と出会い、以後柳田國男に親炙、終生柳田國男の活動を蔭から支え、日本民俗学の発展に尽くした。昭和三四年成城大学教授、同四八年成城大学名譽教授、同五八年神奈川文化賞受賞。柳田國男に早くから身近に接し、その信赖が厚かった。なお本年七月、三一書房より遺著となつた『日本民俗学史話』が刊行される予定である。

編集担当理事
飯島 吉晴・齊藤 修平・坂本 要
中村ひろ子・古家 信平・渡辺 欣雄
英文 担当 具
編集事務補佐 小川 格・木内瑠璃子

日本民俗学 第一八一号
会員頒

25

壬戌二月二十五日印

千一五〇 東京都渋谷区東四一—〇一二八

國學院大學日本文學第一研究室印

発行者

代表者 野 村 純 一
印刷所 株式会社 三 協 社
東京都中野区中央四一八一九

日本民俗学 第一八一号
会員頒布
金葉年額 六〇〇円
平成二年二月二十五日 印刷
平成二年二月二十八日 発行
平成一五年三月一日
国學院大學日本文学第十研究室内
編集部
発行者 日本民俗学会
代表者 野 村 純 一
印刷所 株式会社 三 協 社
東京都中野区中央四一八一九